

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

つくば市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本区域は、桜川・小貝川や霞ヶ浦用水などの豊かな水源を活かし、水稻、野菜、芝などを中心に多様な農業生産が行われている。特に、筑波山麓に広がる水田は良質米産地として知られている。

また、筑波山麓以外の区域は、都市化が進み首都圏にも近いなどの立地条件を活かし、直売や都市近郊型農業を展開し、首都圏などへの主要な食料供給基地となっている。

一方、高齢化や後継者不足及び混住化等の進行により、農業を取り巻く環境が厳しくなり、農業用施設の保全管理も難しくなっている。また、環境問題への関心が高まるなか、農業においても、より環境に配慮した生産方式への転換が求められている。

このため、今後更に農業振興を図るためには、農業用施設を適切に保全管理するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を推進することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全し、地域に調和した営農環境の整備と多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	農業振興地域内農用地区域の農地	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。